

島原地域広域市町村圏組合建設工事等指名選定委員会規程

(設置)

第1条 島原地域広域市町村圏組合が発注する建設工事の請負及び業務委託（建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、測量、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。）並びに物品購入の業者を選定するため、島原地域広域市町村圏組合建設工事等指名選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は次の事項を審議する。

- (1) 建設工事の入札参加者の指名に関する事（設計金額が1,000万円以上の建設工事に限る。）
- (2) 業務委託の入札参加者の指名に関する事（設計金額が500万円以上の業務委託に限る。）
- (3) 物品購入の入札参加者の指名に関する事（特に委員会が必要と認めるものに限る。）
- (4) その他入札業務に関し委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会に委員長、副委員長及び委員を置く。

- 2 委員長は事務局長の職にある者を、副委員長は消防長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、消防本部次長、消防本部総務課長、消防本部警防課長、消防本部予防課長、消防本部指令課長、島原消防署長、南島原消防署長及び事務局総務課長の職にある者をもって充てる。

(委員の職務)

第4条 委員長は委員会を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開会することができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは関係職員を会議に出席させ、その説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第6条 委員会の議事は公開しない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は事務局総務課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は平成27年4月15日から施行する。